

## 竹原市総務文教委員会

平成29年11月22日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第54号 竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第55号 平成29年度竹原市一般会計補正予算(第4号)

### その他

#### (行政報告)

- 1 竹原市定住促進条例に基づく取組みについて
- 2 市立竹原書院図書館の仮移転について

#### (所管事務調査)

- 1 今後の所管事務調査について
  - (1) 閉会中の継続審査の申出について
  - (2) 次回の委員会開催について

(平成29年11月22日)

出席委員

氏 名	出 欠
山 元 経 穂	出 席
堀 越 賢 二	出 席
川 本 円	出 席
井 上 美 津 子	出 席
大 川 弘 雄	出 席
道 法 知 江	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

委員外議員出席者

氏 名
今 田 佳 男
竹 橋 和 彦
高 重 洋 介
北 元 豊
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳  
議会事務局係長 矢 口 尚 士  
議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	細 羽 則 生
総 務 部 長	平 田 康 宏
総 務 課 長	向 井 聡 司
財 政 課 長	沖 本 太

午前9時53分 開会

委員長（山元経穂君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、12月定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日本委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めまして、おはようございます。

委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、お忙しい中委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、先ほど委員長の方からございましたように、議案第54号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、それから議案第55号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について御説明をさせていただきますので、慎重な審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） これより審議に入ります。

それでは、本委員会に付託されました諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

それでは、議案第54号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（向井聡司君） それでは、議案第54号竹原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

議案説明書では3ページ、議案参考資料では7ページでございます。

議案参考資料によりまして御説明をさせていただきます。

7ページをごらんください。

このたびの改正でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴うものでございます。

改正は、2点でございます。

1点目は、常勤職員に関する改正でございます。職員の再度の育児休業等の取得要件に待機児童が加えられております。

2の改正の内容（1）にもございますように、職員の再度の育児休業の取得及び延長並びに育児短時間勤務の再度取得の要件に、子が待機児童となり、育児休業等をしなければ子の養育に著しい支障が生じる場合が加えられております。

それから、2点目でございます。

こちらの方は、非常勤職員については、特に必要と認められる場合には、2歳まで育児休業を取得することができるように改正をされております。現行の制度のもとでは、子が1歳になるまでに保育所に入れない場合は、育児休業期間を1歳6カ月になるまで延長ができるものというものでございました。しかし、その場合ですと、保育所の受け入れが年度初めまでの期間においては保育所に預けることも休暇をとることもできない期間となってしまうので、今回の改正では、子が1歳6カ月になった時点で再度休暇の申請をすることによりまして、育児休業期間が最長で2歳まで延長が可能となるものでございます。

また、それに伴いまして、改正に伴います条文の整理等を行っております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

井上委員。

委員（井上美津子君） この育児休業の変更に伴って、非常勤にしても正職員にしても対象になる方がいらっしゃるのかどうかということ、まずお聞きしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） 対象となる職員でございますけれども、今現在のところはそういったような状況を申し出てこられる職員の方はまだいらっしゃいません。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 非常勤の場合、例えば1年とか2年とかという期間で、その間でのこの育児休業という部分に入った場合、その場合は、もし先ほどありました待機児童にかかったというふうになった場合には、1年半から最長2年という形で育児休業をとれると、その後復帰という形になると思うのですが、そこら辺の、どういうふうになるの

か教えていただきたいと思います。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） この制度を利用しまして育児休業等とられた場合には、その終了時で、また通常どおりに来ていただくということになっています。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 非常勤でもということによろしいですか。

はい。やはりこの非常勤という形で育児休業をとるということは、多分大変なことだとは思うのです。ですから、そういう面では、この条例を執行するに当たってどういうふうにしたらいいのかというところを丁寧に説明をするなり、わかりやすい表現というのですか、そういうものでその方に話をされるということをお願いをしていきたいと思います。

委員長（山元経穂君） 答弁は。

委員（井上美津子君） 答弁はいいです。

委員長（山元経穂君） いいですか。

委員（井上美津子君） はい。

委員長（山元経穂君） 告知義務が一応あるということですね、この制度に関しては告知義務が。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 正規も非正規も含めて、この育児休業の取得状況というのは、今度の制度改正ではなくて今までの取得状況がどのような状況かというのを教えてください。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） これまでの育児休業の取得者の数の推移でございますが、本年度が、平成29年度が11名、平成28年度が4名、平成27年度が6名、平成26年度が7名、平成25年度が10名となっております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 今回のその制度改正によって、これらの推移の変化というか、そういうのをどういうふうに見越しているかというのを教えてください。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） 該当者というのがまだいらっしゃらないので、なかなかこの制度で拡充をされて、待機児童となる方が増えて対象になることが拡大されたわけなのですが、それによって、では育児休業の取得者が増えるかというのはなかなかわからな

いところではありますけれども、年々今若い職員さんも増えていますので、育児休業等を取得される方というのは割ととりやすくなってきているということでございますので、とりやすい環境整備の一つにはなろうかと考えております。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 正規、非正規含めて、やっぱりこういう制度改正があった場合に、一人一人の職員の方にそのことを周知することが大変重要だと思うので、今度こういう制度改正をやりましたよと、そうすればこういう条件の時にこういうふうにとれますよというふうな、いわゆるこの文書だけではなくて、該当者にわかりやすい周知をお願いしておきたいと思いますが、そこら辺について。

委員長（山元経穂君） 総務課長、先ほども井上委員さんからもありました努力義務ですけど、告知義務の話と、わかりやすいというところを中心に説明してもらえると。

総務課長。

総務課長（向井聡司君） この制度、育児休業等、常勤職員さん、非常勤職員さんとも多分御存じとはございますが、やはり広く知っていただきましてとりやすい環境、こういう場合はとれるのですよというのがわかりやすいように、職員には説明をしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 基本的なところなのですが、この待機児童、入園できなかったという、これはどういうことをもってそういう判断ができるのか、またそのエリアというのはあるのですか。竹原の人は竹原市内なのですか。東京の人は東京都内なのですか。その辺わかりますか。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） 職員の該当する居住地、例えば近隣ですと東広島市ですとか三原市ですとか呉市ですとか、そういった近隣地で、もし待機児童になった場合というのが該当をすることになります。

これ新聞にも出ていたのですが、平成29年度、広島市が毎年待機児童が出ておりましたが、東広島の方も平成29年度は待機児童が93人出ておまして、本市の方にも影響があるのかなというふうに考えておったのですが、今のところそういった申し出、該当される職員というのはないということでございます。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 質問が悪かったみたい。

例えば僕が待機児童になった入園できなかった子どもの親とするではないですか。その入園というのは、例えば竹原市の人は竹原エリアで考えるのですか、それとも西条まで行ってもいいのですか。距離というか時間というか、わかるかな。その該当者が、多分東広島にしかいないと思いますけど、東広島に在住の職員さんもおってでしょ。だったら、それを例にすると、東広島で待機児童でした。では、育児休暇がとれるのか。竹原市は、竹原まで来ればいっぱい空いているわけです。そういうことはどういう判断をもって待機児童という認定をするのですかねということ。わからないかな。

委員長（山元経穂君） わかります。言っていること。

委員（大川弘雄君） 極端に言ったら、待機児童、自分の町では待機児童だけでも、竹原まで一緒に通勤してくれば入れるではないですか。そういうのは待機児童ではなくなるのですか。いやいや、僕は東広島で探したけどないので育児休暇に入るのですと言えるのですか。僕は性格が悪いのでうがった見方をしているので、そういうのを悪用されないかということを知りたいのです。そういう判断って必要でしょう、待機児童なのかどうかという。僕が申請すればいいのですか。どのエリア内で探してもなかったのですというふうに言わないといけないのではないのですか。エリアってわからないかな。

例えば、東京だったらどこに行っても待機児童だと思います。このエリアだったら、東広島は待機児童になるかもしれないけども、竹原に来れば間違いなくセーフですから、そのエリア、距離、広さはどの程度を考えるのですか。申請でいいのですか。職員さんが、うちは待機児童になったので、入園できなかったので休みますと言ったらいいのですか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 済みません。待機児童の定義につきましては、保育所などにおける保育の利用を希望されて申し込みを行いました、当面その実施が行われないということで待機ということ。

今エリアとかの話出ましたが、基本的には御本人さんが預けたい保育所等がございまして、そちらの方の利用申し込みが基準になろうと思います。ただし、市の方としては、当然確認事項としては、先ほど委員がおっしゃられたことは確認はすべきでなかろうかと、市の方は待機児童がないので、市の方の保育所、児童福祉施設等へのお預けはどうでしょうかとかというのは確認はさせていただくのではないかと思いますけど、幸い今竹原市は



待機児童は該当ありませんけど、基本的には御本人さんが市外、三原とか東広島にお住まいの方であれば、御都合があつてでしょうから、そちらの保育所等に預けたいというのはあるかと思ひます。

以上でございます。

委員長（山元経徳君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 例へばくじとかもあるらしいのだけれど、西条なんかは昔から待機児童なのです。自分が行かせたいところになかなか入れないのです。それはもう10年も前からそうなのですけれども。しょうがないので第2希望に行ったりするのですけれども、今の話だと第1希望がだめだったら、そこに入れなかったのが待機児童という申請をしていいということですね。違ふか。

委員長（山元経徳君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 基本的には、事業主さんが待機になっているかなっていないかということのいかに関わらず拒むことはできないのです。育児申請の部分について休暇をというの拒むことはできないのですが、原則としてその事業主さんに対して待機になっていますという部分の市町村等の証明書を出してくださいという形になりますので、どのような状況に置かれていても、要は待機児童になっていますということになれば、第1希望、第2希望とかではなくて、その状態になっていることが証明できればとれるという形になっています。もしそれが市町村が発行できない場合でも、例へばハローワーク等に行つて相談して、何らかその状況になっていますという部分を証明できるような形でこの権利を行使できるというふうにご理解いただければと思ひます。

委員長（山元経徳君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 済みません、よくわかつていないのですけれども、要はここはクリアになっているので、東広島としましうか。東広島に住んでる職員さんがおられます。3つか4つか5つか幼稚園があります、認定こども園があります。そこを全部に当たつたけれども入れなかったことを待機児童ということでもいいのですか。第1希望のところに行つてだめだったので、私は休みますというのはいないのですね。

基本的かどうか、それはだめということですね。

委員長（山元経徳君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） それはできないと思ひます。

委員長（山元経徳君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） できない。

是非そのあたりを、待機児童の判断という部分を確実にやってください。言い方悪いですが、私入りたい幼稚園に入れられないので休みますというのは勘弁してくださいということをお願いだけです。

委員長（山元経穂君） それを認めようという話なのですけど。

委員（大川弘雄君） 違うのか、まあいいや。では、そこで終わって。

将来的には湯崎さんも育児休暇とってましたけども、やはり男性も含めてこういうのを民間にもだんだん広げていかないといけないと思うので、公務員さんでいいものを見せていただいて、民間にも波及していくような制度にしていきたいと思いますので、是非御努力のほどよろしくお願いします。

いかがですか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 今おっしゃられた、このたび法律が変わって、地方公務員の適用になったものが通常の民間にも波及すべきではないかと思いますが、基本的には育児休業法というもとの法律もございますので、その点との兼ね合いもあると思いますので、その辺は官民間わず周知は図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） では、次の案件に移りたいと思います。

次に、議案第55号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは、議案第55号の一般会計補正予算の内容を、補正予算書に沿って御説明をいたしたいと思っております。

補正予算書の1ページをお開きください。

このたびの補正予算案の主な内容でございます。

本市に勤務いたします短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に伴い、不足が見込ま

れる社会保険料や当初予算時に見込んだ支給対象者が増加したことによりまして、不足が見込まれる扶助費などを歳出予算等に計上するというものでございます。

その内容でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,717万円を追加いたしまして、総額を133億5,771万3,000円とするというものでございます。

あわせまして、第2条の方で債務負担行為の追加を行うものでございます。

補正予算書の3ページをお開きください。

歳出予算の補正内容でございますが、民生費、労働費、教育費の3款において追加計上を行うものでございます。その個別の具体的な内容につきましては、事項別明細書の方で御説明をいたしますので、10ページ、11ページの方をごらんください。

まず、民生費、社会福祉費の障害者福祉費でございます。

自立支援給付に要する経費といたしまして、システム整備委託料129万6,000円の新規計上を行うというものです。こちらの内容でございますが、平成30年4月から施行となります障害者総合支援法等の改正、また報酬の改定に対応するために、当該業務を管理するシステムの改修を行うというものです。

法律改正の内容につきましては、障害者に対する新たなサービスメニューの創設、また既存サービスの拡大等が図られるものと、また報酬の改定につきましては、現段階においては具体的な情報が出ていないということではございますが、加算の引き上げ等が行われるものと見込まれております。こうした見直し内容をシステムに反映させまして、適切な事業運営を図るというものでございます。

財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の2分の1充当いたしまして、残りを一般財源とするものでございます。

その次の老人福祉費でございます。

介護保険事業に要する経費といたしまして、介護保険会計繰出金328万6,000円の追加計上を行うというものです。介護保険特別会計におきまして介護保険法の改正等に対応するため、システム改修経費を追加計上するというに伴いまして当該会計への繰出金の予算を増額するというものでございます。財源につきましては、一般財源でございます。

続きまして、12ページ、13ページの方をお開きください。

民生費、児童福祉費、保育所費でございます。

保育事業に要する経費といたしまして、社会保険料221万3,000円の追加計上を行うというものでございます。このことにつきましては、冒頭に主な内容として説明をいたしました。本市に勤務する短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に伴うものでございます。

具体的な内容でございますが、週の勤務労働時間が20時間以上であり、雇用期間が1年以上見込まれ、また賃金の月額が8万8,000円以上の短時間労働者が社会保険の被保険者の資格を得ることとなり、新たに保険料の納付が必要となるというものでございます。このことにつきましては、平成28年10月から、先ほど説明した条件と合致する短時間労働者を501人以上雇用している企業等について適用されておりましたが、平成29年4月1日から500人以下の地方公共団体にも適用されるということとなったことで、当初計上している予算に不足が見込まれ、予算の増額を行うというものでございます。

なお、ここで対象となるのは、臨時保育士の12名でございます。財源につきましては、一般財源でございます。

次の母子福祉費でございます。

母子父子家庭援護に要する経費といたしまして、母子高等技能訓練促進事業給付費204万6,000円の追加計上を行うというものでございます。当該事業につきましては、20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師、介護福祉士、理学療法士など就職に有利な資格の取得のために養成機関で就業する際、所得の状況に応じて財政支援を行うというものでございます。当初予算時におきまして、給付対象者を4名見込んでおりましたが、6名となったことから、当初計上している予算に不足が見込まれ、予算の増額を行うというものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額の4分の3充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。

民生費、生活保護費、生活保護費でございます。

生活保護、各扶助に要する経費として、生活保護費4,839万4,000円の追加計上を行うというものです。生活保護受給者の増加に伴いまして、当初見込んでいた予算、特に生活扶助及び医療扶助の不足が見込まれ、予算の増額を行うというものでございます。財源につきましては、国庫支出金を歳出予算額のおおむね4分の3充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。

労働費、労働諸費、勤労青少年ホーム費でございます。

勤労青少年ホーム活動運営に要する経費といたしまして、社会保険料36万8,000円の追加計上を行うというものでございます。このことにつきましては、先ほど御説明をいたしました短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に伴うものでございます。こちらで対象となるのは、勤労青少年ホームの指導員2名でございます。財源については、一般財源でございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

教育費、小学校費、学校管理費についてでございます。

学校運営に要する経費といたしまして、社会保険料558万円の追加計上を行うというものでございます。このことにつきましても、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に伴うもので、対象となりますのは、各小学校に介助員として配置している臨時職員29名でございます。財源につきましては、一般財源でございます。

続きまして、20ページ、21ページの方をお開きください。

教育費、中学校費、学校管理費でございます。

学校運営に要する経費といたしまして、社会保険料140万7,000円の追加計上を行うというものでございます。このことにつきましても、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に伴うもので、対象となるのは各中学校に介助員や事務職員として配置しております臨時職員7名でございます。財源については、一般財源となっております。

続きまして、22ページ、23ページをお開きください。

教育費、幼稚園費、幼稚園費でございます。

園運営に要する経費といたしまして、社会保険料20万3,000円の追加計上を行うというものでございます。このことにつきましても、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に伴うものでございます。こちらで対象となりますのは、幼稚園に介助員として配置をしております臨時職員1名でございます。こちら、財源は一般財源でございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

教育費、社会教育費、公民館費でございます。

公民館運営に要する経費といたしまして、社会保険料23万7,000円の追加計上を行うというものでございます。こちらにつきましても、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に伴うものでございます。対象となるのは、各公民館の館長13名でございます。

す。財源につきましては、一般財源でございます。

以上が歳出予算の補正内容でございます。

8ページ、9ページの方へ戻ってごらんいただければと思います。

歳入予算の状況でございます。

国庫支出金につきましては、歳出の説明にあわせて触れましたので、説明の方は省略をさせていただきます。

繰入金といたしまして、財政調整基金繰入金を3,402万4,000円追加し、最終的な収支の均衡を図っております。

続きまして、4ページをお開きください。

債務負担行為の補正でございます。

まず、一番上の図書館賃貸借に要する経費でございますが、平成29年度から平成31年度までの期間といたしまして、891万4,000円を限度額として定めるものでございます。竹原書院図書館の仮移転先となる事業所との間で、複数年にわたる契約期間とする方向で協議がまとまったことから、そうした契約締結が可能となるように債務負担行為の追加を行うものでございます。

続きまして、道路維持補修に要する経費でございます。平成29年度から平成30年度までの期間といたしまして、2,170万円を限度額として定めるものでございます。こちらにつきましては、広島県から権限移譲を受けました県道施設全8路線ありますが、それら路線の維持管理業務につきまして、年間を通じて適切に実施を行うため、来年度4月1日から事業着手が可能となるように債務負担行為の追加を行うというものでございます。

委員長（山元経穂君） 済みません。ただいま中国新聞の山田記者から傍聴許可の願いが出ました。これを許可いたしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） はい、どうぞ。

済みません、続けてください。

財政課長（沖本 太君） 続きまして、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド指定管理料でございます。平成29年度から平成34年度までの期間といたしまして、1億3,247万4,000円を限度額として定めるものでございます。バンブー・ジョイ・ハイランド施設の指定管理者を指定するに当たり、複数年の協定の締結が可能となるように債務

負担行為の追加を行うというものでございます。

続きまして、樋門維持管理に要する経費でございます。平成29年度から平成30年度までの期間といたしまして、1,006万5,000円を限度額として定めるものでございます。こちら先ほどの道路維持補修業務と同様に、県から権限移譲を受けた本川排水機場の維持管理業務につきまして、年間を通じて適切な管理業務を実施するため、来年4月1日からの事業着手が可能となるように債務負担行為の追加を行うものでございます。

以上が補正予算案の内容でございます。

なお、例年12月議会におきましては、国家公務員の給与に関する法律の改正を受けまして、給与関係条例の改正案と人件費の補正をしておりましたが、10月に衆議院議員選挙があった関係で法律が未改正であるということもありまして、あわせて今年度は議会日程が早まったことなどの事情によって、人件費の補正については今回の補正予算案に含めておりませんので、御承知いただければと思います。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） これより質疑に入りたいと思いますが、その前に皆様の方へ委員長からお願いしておきたいことがあります。

今の4ページの債務負担行為の図書館賃貸借に要する経費についてであります。これ皆さんも月幾らとか大体年で幾らということを知りたいのだと思いますが、これは相手方との交渉で、相手方が秘密にしておいてほしいということもありまして、できればこの質問はこの場では避けていただきたいと思います。ただ、後でお聞きになりたい方は、財政課長のところへ行っていただければ、財政課長が丁寧に説明してくれますので。そしてまた、改めて言っておきますが、本市にとって損になるとかそういうものではありません。ただ、相手方から契約条件に関しては守秘義務というか、公にしないでくれということになっておりますので、後で財政課長の方へ聞きに行ってくださいと思います。

また、傍聴されている議員の皆様方もそのようにお願いいたします。

それでは、質問のある方は挙手にてお願いいたします。

どうぞ、大川委員。

委員（大川弘雄君） それって、いいのかね。

委員長（山元経穂君） いいです。

委員（大川弘雄君） オープンにできないということ。

委員長（山元経穂君） いや、だから守秘義務で、市にとって損な話ではないので、ここ

だけは財政課長の説明を聞いていただければ納得できると思います。相手方が公にしないでくれと言っているのです。市にとって損になる話であるのだったらこれは大きな問題ですけど、市にとって損になる話ではないので。

委員（大川弘雄君） それは委員長が知っているからそう言えるので、僕らは知らないわけだから。

委員長（山元経穂君） だから、後で財政課長のところへ行って説明を聞いてくださいと、それでもし問題があるようであれば、それはもちろん委員会として当然質疑も受けないといけないでしょうし、そういう話にはなると思います。

委員（大川弘雄君） では、ここの委員会でこれを賛成で通しても、そこは後で反論できるということ。

委員長（山元経穂君） 後で反論できるというか、今日議決はとらないので、もし気になるのだったら行って、次回の一括質疑の時に聞いていただいても構いませんし。

委員（大川弘雄君） その時には数字を出してもいいと。

委員長（山元経穂君） 数字を出してもといっても、そこは私らも守秘義務がありますので、だからどういう扱いにするのか。ただ、公になること、絶対質問するなということとは言えないので、それはもう質問されるのだったら、それは仕方がないことであるとしか言いようがないです。

財政課長（沖本 太君） 少し説明をさせていただきます。

委員長（山元経穂君） だったら、そうしますか。

財政課長。

委員（大川弘雄君） そうしてくれますか。

財政課長（沖本 太君） テナントをお持ちの業者さんにおいては、そこは竹原市だけが入るのではなくてほかの業者も入る、その間でいろんな競争といたらおかしいのですが、業者さんが家賃を幾らにするかという判断が入ってきます。それを今回竹原市と業者さんで決まった家賃を明らかにすることによって、業者さんがほかの店舗に対する家賃と、民民の取引に影響を与えてしまっ、それが我々が今借りようとしている業者さんの不利益にもつながってくるだろうというようなところで、そちらの質問については配慮した方がいいのではないかというような趣旨でございます。

委員長（山元経穂君） だから、川本委員さん、その辺は後、財政課長の方へという、そういうことです。



委員（川本 円君） 守秘義務が発生するというシステムを知りたい。

委員長（山元経穂君） 済みません、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時38分 再開

委員長（山元経穂君） 済みません、休憩を閉じて議事を再開いたします。

それでは、質問のある方は挙手にてお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 民生費の方の生活保護費の方に、もうちょっと聞きたいのですが、15ページにある生活保護費について、これは単純に対象者がどれだけ増えたかというのがわかれば、まずその数字を教えてくださいたいのですが。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 先ほどの説明の中で、受給者の増加と御説明をいたしました。生活保護を受給している方に関しては、昨年度の9月時点と今回の補正の9月時点ではほぼ横ばい、1名の減なのですが、扶助には生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、様々な扶助がありまして、それを複数受けられる受給者の方がいらっしゃいます。延べでそれらを複数受ける受給者が増えたというような形になると思います。当初予算時には873名を見込んでいたところ905名、つまり32名増という状況でございます。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） だから、複数、重なっているのが32名ということですよ、いろんな項目別に並べて。

財政課長（沖本 太君） 延べで。

委員（川本 円君） 延べでということですね。はい、わかりました。

その中においても、先ほど課長の方から医療費の増加というふうに言われていたのですが、この金額に対してその医療費というのはどれだけのウェートを占めているのかということ、今後当然生活保護者が増える、それから高齢化に向けてということになると、この医療費がどんどん膨れ上がっていくというふうな気がいたしますけど、そのあたりはどういうふうを考えているのかお聞きしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 今回の補正予算額における医療扶助の内訳でございますが、今

回補正予算額4,839万4,000円と、そのうち医療扶助分で不足が見込まれるのが約4,300万円となっております。ここについては、もちろん医療扶助を受ける方が増えたということで、その中でも入院をして医療扶助を受ける方が見込みより多かっただと、大きな手術等を伴いますとかなりの医療費が発生をいたしますので、そういった影響で今回は不足する見込みとなっております。高齢化による医療費の増加については、もちろん年齢を重ねれば疾病を発症するリスクというのですか、疾病を発症する方が多くなるのは通常一般的なことでございますので、受給者の高齢化によってこちらの医療扶助が膨らんでいく、そういったリスクと申しますか、そういう見通しというのは、可能性は非常に大きいのではないかと、そのように考えております。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） 最後に、4,800万円のうちの4,300万円が医療費と、かなりのウェートを占めているということですね。これは財政の方に聞いてはいけないのかもしれないが。そうしたら、それに対して生活保護者に対する医療費を削減するなり、削減というか、金額ではということよ。健康管理を推進するとか、そういった注意喚起をするとかというふうな取組は今されているのか、されていないのであれば今後するのかというのを確認しておきたいのですが。

委員長（山元経穂君） 財政課長、答えられる範囲で。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） 市民の健康管理という部分に関しては、生活保護の受給者とかそういう一定の限定したところにとらわれなくて、市民全般に行っているところでございます。もちろん早期発見、早期治療というのが重要でございますので、そういった健康診断、がん検診ですとか、高齢化することによって身体機能が衰えることを防ぐための介護予防ですとか、そういったことに重点を置いて、そこは生活保護者に限らず市民全般にやっていく必要があると、そのように考えております。

委員（川本 円君） わかりました。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） その生活保護者が1名減っている、これは今の話だと追加人数を聞きかけたのですが、1名減っているということで、これは申請されて承認になるのですか。何人ぐらい申請されてとかというのはわかりますか。要はバツになる可能性がある

のか。実は僕の知り合いがこの間なってしまったのですけども、思ったよりスムーズになったのです。その辺は生活保護になられる時、わかりますか。何か工夫みたいなものはないのか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 済みません、生活保護自体でございますけど、目的が御承知のように生活に困窮される方ということで、憲法に保障されとる最低限度の生活、生存権です。そちらの方とともに自立を助長というのが大変大きな目的でございます。

受給の要件でございますが、先ほど委員の方からお知り合いの方のお話もございましたけど、市といたしましては、利用し得る資産や能力の活用とか、また扶養義務者、こういった方からの援助等、その他あらゆるものを、その方が最低限度の生活を維持するために、そういったことを活用するためにそのことを要件としました生活保護の制度がございまして、何人申請があつてどうかともありますし、また生活保護に至る前の段階でも、自立支援のこととか、今は非常勤で就労の支援嘱託員等もおりますので、その点は社会福祉課の方で相談をまず受けまして、適切に対応しているところでございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） その受給に対しては是非というか、厳正に厳しくやっていただきたいという声が市民の中には強いと思います。

また、それは置いておいて、この補正予算で4,800万円、財政調整基金の方から3,000万円ですか、964万円を入れないといけないわけでしょう。これ予算編成においては、こういうことも考えながら今からやっていかないといけない。どんどん増えてく方向ですよ。そのあたりは市だけでできるものなのかということもあるのですけども、予算の編成に対してはどういう思いがありますか。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 生活保護費は一般的には扶助費と言われるもので、いわゆる義務的経費という部分にカテゴライズされるものでございますが、こういった義務的経費については、請求があれば支払わざるを得ないというか、必ず支払うものでございますので、ただこの扶助費については、このたびのこの生活保護費でもありますように、予算編成時にはこれまでの傾向でございますとか受給者数の見通し、そういったものを見込んで予算を計上していくという形にはなるわけですが、今回の医療扶助みたいに予算に大きな

影響を与えるような方が見込みより多くなると、やはりそこは不足が生じてくるというような形にもなりますので、そういった場合にはもうやむを得ずこういった補正予算で対応せざるを得ないというような形になります。ただ、予算に関しましては、そういった過大な予算計上にもならないように、つまり最終的に大きな不用額で残らないようにという部分もありますし、必要な経費を適切に計上していくのが大切な重要なことだと思いますので、予算編成に関してはそういった認識でこれからも臨んでいきたいと、そのように考えております。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、この件に関してはこの辺でとどめ置きたいと思いません。

ないようであれば、委員による質疑を一旦保留し、これより自由討議に入りたいと思えます。

執行部、傍聴者の方は退席してください。ありがとうございました。

11時まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時22分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本委員会の付託案件についての質疑について、詳細審査はこの程度にとどめ、全体審査は11月29日木曜日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前11時22分 散会